令和９年度（２０２７年度）

固定資産税（償却資産）申告の手引き

大　治　町

町政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
令和９年度の償却資産の申告時期がまいりましたので、ご案内いたします。この手引きを参考に、申告書を作成して提出してくださるようお願いいたします。

１　申告が必要な方

令和９年１月１日現在、大治町内で事業を営んでいる個人または法人の方

２　提出期限

令和９年２月１日（月）

申告書の提出期限は２月１日（月）ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、１月２０日（水）までの提出にご協力ください。

３　提出書類

①　償却資産申告書
②　種類別明細書
※郵送による申告で、「控用」に受付印を希望される方は、控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封がない場合は、返信できませんので、ご了承ください。

４　提出先および問い合わせ先

〒490-1192　愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
大治町役場　総務部税務課　固定資産税係　償却資産担当
電　話　　052-444-2711（内線 160,178,179）
ＦＡＸ　　052-443-4468
受付時間　　8:30～17:15　※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

電子申告ｅＬＴＡＸ（エルタックスをぜひご利用ください）

大治町の償却資産の申告はｅＬＴＡＸを利用して電子申告できます。
利用手続きなどの詳細は、ｅＬＴＡＸのホームページ（https://www.lta.go.jp）をご覧ください。

償却資産のあらまし

１ 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の有形固定資産で、その減価償却費が所得税法又は法人税法の規定により所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で所得税又は法人税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

償却資産を「資産の種類」のごとに例示しますと、次のようなものがあります。

資産の種類		主な償却資産の例示
第１種	構築物	駐車場舗装、自転車置場、門、塀、緑化設備、看板、フェンス、ゴミ置場、外灯等
	（建物附属設備）	屋外給排水設備、屋外ガス設備、ＬＡＮ設備、受変電設備、電力引込線、中央監視設備等
第２種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
第３種	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第４種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第５種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貸車等 ※自動車税や軽自動車税の課税対象は除く
第６種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

２ 申告する資産

毎年１月１日現在に事業の用に供することができる資産のうち、次の⑴、⑵の要件を満たすものです。

⑴ 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第 341 条の規定によります。）

○次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

イ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

エ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

オ 取得価額が 30 万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第 28 条の 2 または第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産

⑵ 耐用年数が１年以上で、取得価額（1 個又は 1 組当たり）が 10 万円（取得時期により 20 万円）以上の資産

※取得価格が 10 万円未満でも申告が必要な場合があります（詳細は参考のとおり）

３ 申告の必要がない資産

下記の資産は償却資産の対象とならないため、申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

イ 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権等）

ウ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（所有権移転リース）資産で取得価額が 20 万円未満のもの

エ 耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

オ 取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの

【参考】少額資産について

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて取り扱いが異なります。

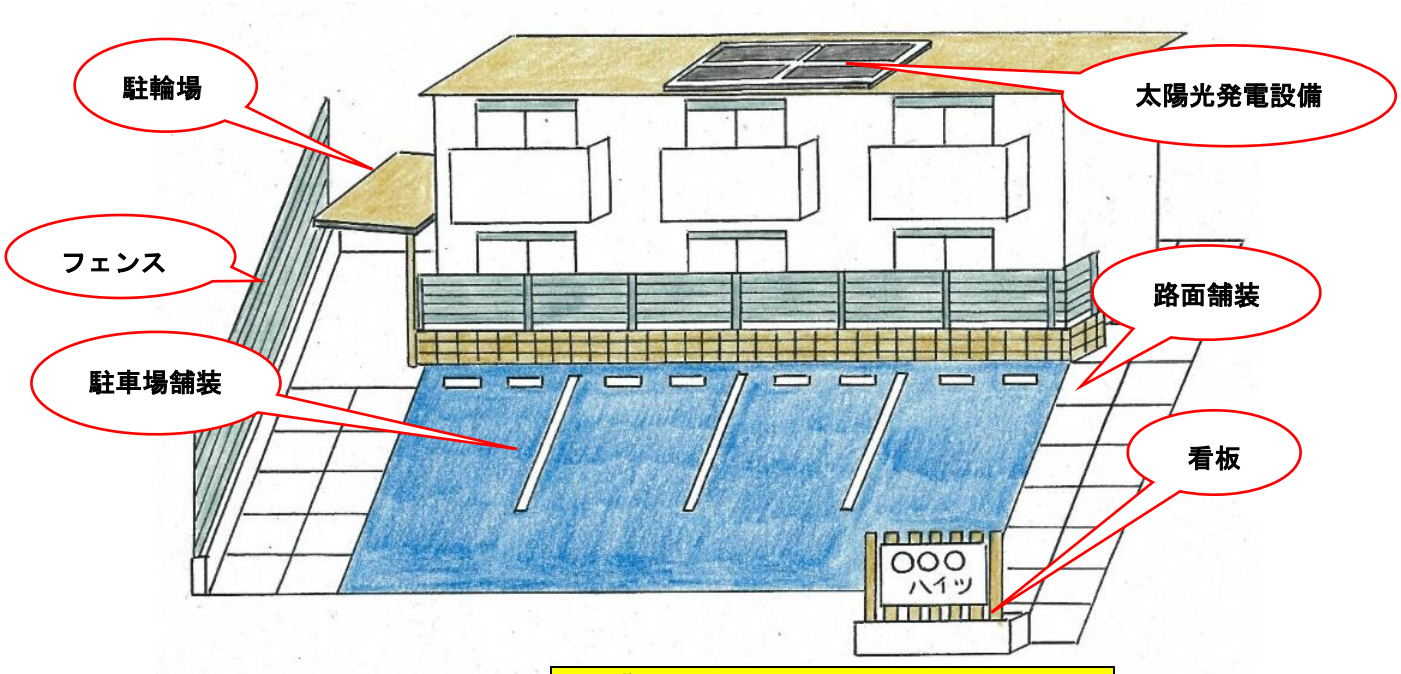
<table>
<tr><th>取得価額</th><th>個別減価償却</th><th>中小企業特例</th><th>一次損金算入※</th><th>3年一括償却※</th></tr>
<tr><td>10万円未満</td><td rowspan="4">○
（申告が必要）</td><td></td><td>×
（対象外）</td><td rowspan="2">×
（対象外）</td></tr>
<tr><td>10万円以上
20万円未満</td><td rowspan="3">○
（申告が必要）</td><td></td></tr>
<tr><td>20万円以上
30万円未満</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>30万円以上</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※令和 4 年 4 月 1 日以後、取得価額が 10 万円未満の減価償却資産のうち貸付（主な事業として行われているものを除く）の用に供するものは、申告対象となりました。

4　業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示すると、次のとおりです。

業種	主な償却資産の例示
飲食業	食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫
理容業、美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、湯沸かし器、サインポール
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備
小売業	冷凍機、肉切断機、挽肉機、電子秤、冷蔵ストッカー、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機等
医（歯）業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、手術機器、消毒殺菌用機器、歯科医療用ユニット
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、プレス機、圧縮機、測定工具
不動産貸付業	駐車場舗装、看板、塀、緑化設備、外灯、フェンス、電力引込線、屋外給排水設備、自転車置場、ルームエアコン、太陽光発電設備、ごみ置場



賃貸アパートにおける償却資産の例

５ 納税義務者

賦課期日（毎年１月１日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

６ 課税標準額

賦課期日現在における全償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例を適用している資産がある場合は、合計額から特例による軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

７ 免税点

全償却資産の課税標準額の合計が１８０万円（令和８年度までは１５０万円）未満の場合は課税されません。

ただし、１８０万円未満であっても申告は必要です。

８ 税率

税率は１．４％（固定資産税標準税率）です。

９ 納期限

１期：５月末日、２期：７月末日、３期：１２月２５日、４期：翌年２月末日が納期限となっており、納期限が土日祝日の場合は翌開庁日が納期限となります。

※納税通知書は毎年５月上旬に発送いたします。

１０ 実地調査について

平成 18 年度税制改正において、市町村の国税資料（所得税又は法人税に関する書類）の閲覧等が法定化され（地方税法 354 の 2)、国税と町税（償却資産）の申告内容の比較が可能になりました。これにより、申告された内容について地方税法第 408 条の規定に基づいて調査等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また調査の結果によっては、その年度だけではなく過去に遡って課税することがありますので、ご理解いただきますようお願いします。

１１ 虚偽の申告をした場合

虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

１２ 償却資産に関するよくある質問

Ｑ１　なぜ申告しなければいけないか

Ａ１　地方税第 383 条において固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在における償却資産について当該償却資産の価格決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないと定められているためです。

なお、課税標準額の合計が 180 万円未満の場合は、課税はされませんが、申告は必要です。

Ｑ２　今回初めて償却資産申告書が届いたが、なぜか

Ａ２　本町では、償却資産を所有している可能性のある方に対して、償却資産申告書をお送りしています。償却資産に該当する資産を所有していない場合は、該当資産がない旨の申告にご協力ください（Ｑ３を参照してください。）。

Ｑ３　償却資産申告書が届いたが、申告すべき資産がない。

Ａ３　償却資産に該当する資産を所有していない場合は、償却資産申告書の 18 備考の欄の 3. 該当資産なしに〇をつけて提出してください。

Ｑ４　耐用年数を超過して、使用している資産は申告しなくてよいか。

Ａ４　耐用年数を超過して使用している資産でも、事業の用に供している場合は、申告が必要です。（固定資産税の評価上、耐用年数を超過しても取得価額の 5%を下限として、評価額とするため）

Ｑ５　1 台のパソコンを事業と事業以外に兼用している場合、償却資産として申告が必要か。

Ａ５　事業の用に供する目的をもって所有し、実際に使用している場合は、償却資産として申告が必要です。

なお事業割合にかかわらず、取得価額の全額で申告する必要があります。

Ｑ６　資産の増減がない場合も申告する必要があるか。

Ａ６　資産の増減がない旨の申告が必要です。償却資産申告書の 18 備考の欄の 2. 資産の増減なしに〇をつけて提出してください。

Ｑ７　使用していない資産も申告が必要か。

Ａ７　事業に供しうる資産であれば申告が必要です。

Ｑ８　廃業しているが申告は必要か。

Ａ８　廃業している旨の申告が必要です。償却資産申告書の 18 備考の欄の 4. 廃業に〇をつけ、廃業した年月日を記入して提出してください。

１３ 償却資産の評価額の計算方法

申告していただいた償却資産について１品ごとに、取得価額、取得時期、耐用年数に基づき、賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

≪固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法≫

ア　前年中に取得された償却資産

評価額＝取得価額×前年中取得の減価残存率

イ　前年前に取得された償却資産

評価額＝前年度評価額×前年中取得の減価残存率

※　以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の 5%になるまで減価します。

算出した評価額が 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

（参考）

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	18	0.94	0.88	34	0.967	0.934
3	0.732	0.464	19	0.943	0.886	35	0.968	0.936
4	0.781	0.562	20	0.945	0.891	36	0.969	0.938
5	0.815	0.631	21	0.948	0.896	37	0.97	0.94
6	0.84	0.681	22	0.95	0.901	38	0.97	0.941
7	0.86	0.72	23	0.952	0.905	39	0.971	0.943
8	0.875	0.75	24	0.954	0.908	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	25	0.956	0.912	41	0.972	0.945
10	0.897	0.794	26	0.957	0.915	42	0.973	0.947
11	0.905	0.811	27	0.959	0.918	43	0.974	0.948
12	0.912	0.825	28	0.96	0.921	44	0.974	0.949
13	0.919	0.838	29	0.962	0.924	45	0.975	0.95
14	0.924	0.848	30	0.963	0.926	46	0.975	0.951
15	0.929	0.858	31	0.964	0.928	47	0.976	0.952
16	0.933	0.866	32	0.965	0.931	48	0.976	0.953
17	0.936	0.873	33	0.966	0.933	49	0.977	0.954
						50	0.977	0.955

１４ 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定される一定要件を満たした償却資産は固定資産税の課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。新たに特例適用資産を取得された場合は、必要な提出書類を添付してください。

〈課税標準の特例対象となる主な償却資産〉

<table>
<tr><th>根拠条項</th><th>対象資産</th><th>特例率
（適用期間）</th><th>取得日</th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">旧法附則
１５条８項</td><td rowspan="2">雨水貯留施設（浸水性舗装、浸透ます、浸水トレンチ等）</td><td>2/3（永年）</td><td>H24.4.1
～H30.3.31</td><td rowspan="2">雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の写し及び雨水貯留浸透施設であることが分かる書類の写し</td></tr>
<tr><td>3/4（永年）</td><td>H30.4.1
～R3.3.31</td></tr>
<tr><td>旧法附則
１５条３９項</td><td>雨水貯留施設（浸水性舗装、浸透ます、浸水トレンチ等）</td><td>1/3（永年）</td><td>R3.5.10
～R9.3.31</td></tr>
<tr><td rowspan="3">旧法附則
１５条４４項</td><td>中小企業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具、及び備品</td><td>1/2（３年間）</td><td>R5.4.1
～R7.3.31</td><td rowspan="5">先端設備導入計画申請書の写し
先端設備導入計画認定書の写し
投資計画に関する確認書の写し
〈賃上げしている場合〉
賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
〈リース会社が申告する場合〉
リース契約書の写し
固定資産税軽減計算書の写し</td></tr>
<tr><td>〈従業員の賃上げ前年比較1.5%以上かつ町の認定を受けている場合〉中小企業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具、及び備品</td><td>1/3（５年間）</td><td>R5.4.1
～R6.3.31</td></tr>
<tr><td>1/3（４年間）</td><td>R6.4.1
～R7.3.31</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法附則
１５条４３項</td><td>〈従業員の賃上げ前年比較1.5%以上かつ町の認定を受けている場合〉中小企業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具、及び備品</td><td>1/2（３年間）</td><td>R7.4.1
～R9.3.31</td></tr>
<tr><td>〈従業員の賃上げ前年比較3.0%以上かつ町の認定を受けている場合〉中小企業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具、及び備品</td><td>1/4（５年間）</td><td>R7.4.1
～R9.3.31</td></tr>
</table>

※この表については主な特例のみ例示したもので、全ての特例を記載したものではありません。

１５ 割賦販売、リース資産について

１ 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。

２ リース資産

リース資産（ファイナンスリース）については、通常リース会社からの申告となり、申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付きリースの所有権留保付割賦販売に相当するもの等、借主が申告する必要があるものもありますので、取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

１６ 提出していただく書類

⑴ 必ず提出していただくもの

ア 償却資産申告書

イ 種類別明細書

※ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、必ず提出してください。

⑵ 該当する資産がある場合に提出していただくもの

ア 非課税資産を所有されている場合・・・事実を証明する書類、非課税適用申告書

イ 課税標準の特例の特例がある資産を所有されている場合・・・事実を証明する書類

ウ 短縮耐用年数（法人税法または所得税法の規定による耐用年数の短縮）を適用された場合・・・国税局長の承認通知書（写）

エ 増加償却をされた場合・・・税務署長への届出書（写）

オ 減免該当資産を所有されている場合・・・減免申請書、事実を証明する書類

作成方法

⑴ 大治町の様式（紙面）により申告される場合

前年度申告の際、大治町様式にて申告された方については、種類別明細書に令和８年１月１日現在の申告資産が印字されています。前年中に移動があった資産については、記載例を参考に記入してください。

また新規で申告される場合は同様式をこちらからお送りしますので、記載例を参考に記入してください。

⑵ 独自様式もしくはエルタックス（ｅＬＴＡＸ）により申告される場合

すべての資産を種類別明細書にて申告してください。

※具体的な記入の仕方については償却資産申告書・種類別明細書の記載例をご覧ください。

◎大治町の償却資産の申告はエルタックス（ｅＬＴＡＸ）で行えます。

エルタックスは地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。電子処理による独自の様式で申告される方は、種類別明細書については、ＰＣｄｅｓｋ（電子申告ソフトウェア）の添付資料機能により、独自様式データを添付するだけで申告データとすることができます。ＰＣｄｅｓｋはエルタックスホームページから無料で取得ができます。利用手続きの詳細はエルタックスホームページでご確認ください。

エルタックスホームページ→https://www.lta.go.jp
ヘルプデスク　受付時間　9：00～17：00
月～金（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）
電話番号　０５７０－０８１４５９
（つながらない場合は、０３－６７４５－０７２０）

eLTAX　HP　URL